

敦賀市介護職員キャリアアップ支援事業（介護職員資格取得奨励金交付事業）実施要綱

（目的）

第1条 敦賀市介護職員資格取得奨励金（以下「奨励金」という。）は、市内の介護サービス事業所を運営する法人に対し、当該事業所の介護職員に介護福祉士、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得させた場合に奨励金を交付することにより、介護サービスを担う人材の育成及び定着の促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する「居宅介護支援」、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する「介護予防サービス」、同条第12項に規定する「地域密着型介護予防サービス」又は同条第16項に規定する「介護予防支援」を提供する事業所をいう。

2 この要綱において「介護職員」とは、介護サービス事業所において介護の業務に従事する職員をいう。

（交付対象者及び奨励金の額）

第3条 交付対象者は、介護サービス事業所を運営する法人とし、次に掲げる要件をいずれも満たす介護サービス事業所とする。

（1）令和6年4月1日以降に、当該事業所の介護職員に介護福祉士、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得させていること

（2）（1）の資格を取得した介護職員を3か月以上継続雇用していること（非正規雇用職員を含む）

（3）当該事業所に雇用してから資格を取得させていること

2 奨励金の額は、1人当たり8万円とする。

3 奨励金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額を限度とする。

4 奨励金の交付を受けた法人は、当該奨励金の全額を資格取得した介護職員に支給するものとする。

（交付申請）

第4条 奨励金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、敦賀市介護職員資格取得奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）資格を取得したことが分かるもの（資格証又は認定証の写し等）又は研修を修了したことが分かるもの（研修修了証の写し等）

（2）雇用契約書の写し

（3）債権者登録（変更）申請書（敦賀市に債権者登録を行っていない場合）

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の奨励金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、申請者に対し、敦賀市介護職員資格取得奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、奨励金の交付をしないことを決定したときは敦賀市介護職員資格取得奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（奨励金の交付）

第6条 市長は、前条第2項の規定により奨励金の交付の決定をした時は、速やかに奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の交付は、申請者名義の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

（完了実績報告）

第7条 申請者は、奨励金を受領後1月以内に、敦賀市介護職員資格取得奨励金完了実績報告書（様式第4号）に給与明細又は奨励金相当額を資格取得した介護職員に支給したことが分かるものを添えて提出するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第8条 市長は、第5条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）偽りその他不正な手段により交付を受けたとき

（2）その他市長が相当の理由があると認めるとき

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、申請者に敦賀市介護職員資格取得奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により速やかに通知しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。